

第1 共生型訪問介護に関する基準（介護報酬の解釈赤本P52～53参照）

1 障害福祉制度における以下のいずれかのサービスの指定を受けた事業所であること。

居宅介護

重度訪問介護

（以下、「居宅介護事業所等」という。）

2 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者

①従業者・・・障害者（児）と高齢者（要介護者）の数を含めて当該居宅介護事業所等の利用者数とした場合に、当該居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

①サービス提供責任者・・・居宅介護事業所等における居宅介護or重度訪問介護の利用者（障害者（児））及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上。

・居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。（兼務も可能）

3 管理者

・共生型訪問介護事業所の管理者と居宅介護事業所等の管理者は兼務可能（その他の要件は訪問介護と同趣旨）

4 設備

・居宅介護事業所等としての基準を満たしていれば足りる。

5 技術的支援について

・訪問介護事業所その他の関係施設から、居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

6 運営

・居宅基準の規定を準用

第2 共生型訪問介護に関する報酬

(介護報酬の解釈青本P144～145参照)

1 基本報酬

① 居宅介護

(イ) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者が訪問介護を提供する場合は、所定単位数を算定。

(ロ) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、実務経験を有する者及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供する場合は、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定。

(ハ) 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む)が訪問介護を提供する場合は、所定単位数の93/100に相当する単位数を算定。

(※(イ)(ロ)(ハ)それぞれの詳細については留意事項通知(介護報酬の解釈青本P145)を参照。)

② 重度訪問介護

・ 重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合は、所定単位数の93/100を算定。

③ ①の(イ)以外の者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する居宅介護事業所等において、居宅介護又は重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できることとする。

(＝新規の要介護高齢者へのサービス提供不可)